

労基・職安・均等行政の動向

～企業から見た、東京労働局行政運営方針のポイント解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会

東京労働局は例年4月中旬に「年度の行政運営方針」を公表しております。その方針に沿った行政運営が展開されることから、企業で人事労務に関わる者は、その内容を知るだけでなく、正しく理解して適切に対応する必要があります。

平成28年度の労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の各施策のポイント及び企業が対応すべき課題について、専門家が解説します。

記

- 1 日時 平成28年6月23日（木）13:30～16:00（開場・受付は13:00～）
- 2 会場 産業安全会館 8階大会議室
港区芝5-35-1（裏面案内図参照）
- 3 講師 北岡大介氏（社会保険労務士、元労働基準監督官）
- 4 内容 ①「かとかく」等による過重労働防止対策
②労災防止対策と重点監督指導対象
③新卒採用等のブラック企業防止対策
④改正派遣法の施行・業務請負適正化
⑤障害者雇用差別禁止・高齢者雇用安定策
⑥非正規雇用の均等処遇・無期転換等
⑦マタハラ防止・女性活躍促進法対応

※ 公表された行政運営方針によっては内容の一部を変更いたします。

- 5 受講料（消費税・資料代含む） 会員 3,000円 それ以外の方 4,000円
- 6 定員 100名
- 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から6月16日まで2週間ない場合は6月16日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例0623 ○○カイシャ等）			

- ③受講の取消：6月16日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先（一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会（三田、品川、大田、渋谷労働基準協会）の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。